

車両系木材伐出機械・走行集材機械及び 簡易架線集材装置の運転業務特別教育講習会のご案内

林材業労災防止協会北海道支部
林材業労災防止協会旭川分会

車両系林業機械関係が特別教育の対象となり、平成26年11月30日以前に既に6カ月以上の実務経験者は、別紙実務経験証明書を申込書に添付いただくことで、特別教育修了証を交付、また、実務未経験者につきましては、当協会にて実技の実施体制が整わず、学科講習修了証明書を交付いたしますので実技については、各事業体で実施していただくこととなりますので申し添えます。

従いまして、素材生産業等を営む林業事業体については、この機会に3講習をすべて受講されますようお願いいたします。

①: ①伐木機械等＋②走行集材機械＋③簡易架線集材装置、

②: ①伐木機械等＋②走行集材機械、

③: ①伐木機械等＋③簡易架線集材装置、 の組み合わせ 又は①伐木機械等のみの受講を願います。

講習区分

運転業務区分	機械区分	含まれる機械の例
① 伐木等機械の運転の業務		<ul style="list-style-type: none"> ・フェラバンチャー ・ハーベスタ ・プロセッサ ・木材グラップル機 ・グラップルソー等
伐木等機械とは：伐木、造林又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。 単体では自走できないが、トラクター等にけん引され当該トラクター等と連結されたまま使用される機械は含む。油圧式伐倒機(トラクターの前部にはさみ状のアタッチメントを取付け、油圧で立木を伐倒する)も伐倒等機械に含む		
② 走行集材機械の運転の業務		<ul style="list-style-type: none"> ・フォワーダ ・スキッド ・集材車 ・集材用トラクター(ブル・トローザ、トラクター・ショベル等をベースマシンとして、ウインチを備え原木等をウインチのワイヤーロープで牽引して土場まで運搬)
走行集材機械とは：車両の走行により集材を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。 ※車両走行により集材を行うための機械であって、木材グラップル装置を取付けた機械は、伐木等機械ではなく、走行集材機械である。 木材グラップル装置を取付けたトラックは森林外で木材運搬するための機械は、走行集材機械に該当しない、また、揺動式の木材グラップル装置を取付けたトラックは移動式クレーンに該当。		
③ 簡易架線集材装置の運転の業務		
簡易架線集材装置とは：集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属するものにより構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備をいう。 ブルドーザーを固定した状態でウインチ等により集材を行う場合は当該集材装置に該当します。		架線集材機械： タワーヤーダ スイングヤーダ 集材ウインチ機

記

1 日 時

講習種別	講習実施時間	実施時間	備考
① 伐木機械等	5月28日(火) 9時00分～16時50分	6.0時間	
② 走行集材機械	5月29日(水) 9時00分～16時50分	6.0時間	
③ 簡易架線集材装置	5月30日(木) 9時00分～16時50分	6.0時間	

2 場 所 学科 旭川市ときわ市民ホール 304. 305研修室 旭川市5条4丁目

3 受講料

受講区分		会員受講料	非会員受講料		
3講習受講	①+②+③	24,000円	28,000円	会員・非会員いずれもテキスト代 及び消費税を含む	
2講習受講	①+②又は①+③	18,000円	21,000円		
1講習のみ受講	①のみ	12,000円	14,000円		
※平成3年基発第646号「林内作業車を使用する集材作業に従事する者に対する安全衛生教育について」に基づく安全衛生教育修了者については、走行集材機械特別教育受講は法令の1科目のみの受講で、他の科目は免除となり、下記の受講料となります。					
講習受講区分		区分	受講料	区分	受講料
走行集材のみ		会員	2000	非会員	2000
2講習受講②走行集材+①伐木機械又は簡易架線集材			14,000		16000
3講習受講①+②+③			20,000		23000

- 4 申込 申込期日： 令和元年5月14日(火)まで
 申込方法： ア 裏面申込書に受講料と写真(縦30mm×横25mm)1枚を添えて当分会に申込願います。
 イ 実務経験証明書に記載した技能講習及び特別教育の修了証写しを添付してください。
- 5 定員 50名 各講習とも定員になり次第締め切りとさせていただきます。
- 6 その他 筆記用具(鉛筆・蛍光ペン等)をご持参ください
- 7 終了書交付原則として締切日当日まで写真等必要なものを添付し申し込みの場合即日交付(講習終了時) 実務経験者は特別教育修了証、 未経験者は特別教育学科修了証明書

申込・問い合わせ先
 林材業労災防止協会旭川分会
 〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階
 電話0166(22)8621 Fax 0166(22)8687

車両系木材伐出機械等の運転業務特別教育申込書

受講する講習種別に 印をつけて下さい。

を記入	講習種別	主な対象機械の例
	伐木機械等	フェラバンチャー、ハーベスタ、プロセッサ、木材グラブブル機、グラブブルソー、等
	走行集材機械	フォワーダ、スキッド、集材車、集材用トラクター(ブル含む)、等
	簡易架線集材装置等	タワーヤード、スイングヤード、集材ウインチ機、等
受講区分	1区分 ・ 2区分 ・ 3区分	会員 ・ 会員外 受講料 円

受講料納入方法(印表示) 振込 ・ 現金書留送付 ・ 協会へ持参

(いずれの方法も、講習日の10日前までに納入願います)

受講番号	印の欄は、記入しないで下さい。		縦30mm 横24mm 写真1枚添付 裏面に氏名記入
ふりがな		性別	
氏名		男 ・ 女	
生年月日	昭和・平成	年 月 日	
現住所	〒 携帯		
勤務先	所在地	〒 TEL	
	名称	FAX 担当者名	

2014年11月30日以前に、6か月以上の実務経験がある方は、下記証明書に「作業の種類」ごとに記載し、証明印を押印して下さい。 実務経験がない方には、学科のみの修了証を交付します。

実務経験証明書

作業名、現場名など	作業の種類	作業期間
	伐木 ・ 集材 ・ 架線	年 月 ~ 年 月
	伐木 ・ 集材 ・ 架線	年 月 ~ 年 月
	伐木 ・ 集材 ・ 架線	年 月 ~ 年 月
	伐木 ・ 集材 ・ 架線	年 月 ~ 年 月
	伐木 ・ 集材 ・ 架線	年 月 ~ 年 月
上記について相違ないことを証明します。 事業者印は職を表す印を押印(個人印は不可) 事業場所在地 事業場の名称 事業者職氏名		

職印

年 月 日

〒070-0043

旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階

TEL 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

林材業労災防止協会旭川分会 御中